三(1)　評価の業務を行う区域の変更

変更前	埼玉県さいたま市、埼玉県川口市、埼玉県所沢市、埼玉県草加市、埼玉県蕨市、埼玉県戸田市、埼玉県鳩ケ谷市、埼玉県朝霞市、埼玉県志木市、埼玉県和光市、埼玉県新座市、埼玉県八潮市、埼玉県富士見市、埼玉県三郷市、埼玉県入間郡三芳町、千葉県千葉市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県松戸市、千葉県習志野市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県浦安市、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の全域
変更後	埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の全域

(2)　変更年月日

平成二十二年六月二十一日

○国土交通省告示第九百三十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う区域の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年八月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

国土交通大臣　40

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

SGSジャパン株式会社

三(1)　評価の業務を行う区域の変更

変更前	神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県、愛知県名古屋市
変更後	日本全域

(2)　変更年月日

平成二十二年七月一日

○国土交通省告示第九百三十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から事務所の所在地等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年八月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

国土交通大臣　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社西日本住宅評価センター

三(1)　事務所の所在地の変更

変更前	
変更後	愛知県豊橋市駅前大通二丁目二十七番一号

(2)　変更年月日

平成二十二年六月一日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	武田　達男
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十二年六月一日

五(1)　代表者の氏名の変更

変更前	西村　光司
変更後	山下　進

(2)　変更年月日

平成二十二年六月三十日

六(1)　役員の氏名の変更

変更前	西村　光司、西岡　慶則
変更後	山下　進、土井　慎一、北尾　保博

(2)　変更年月日

平成二十二年六月三十日

七(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	飯田　博治、真利　俊樹

(2)　変更年月日

平成二十二年七月一日

○国土交通省告示第九百三十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年八月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

国土交通大臣　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社東日本住宅評価センター

三(1)　事務所の所在地の変更

変更前	東京都港区浜松町一丁目二番十一号
変更後	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十三番十五号

(2)　変更年月日

平成二十二年六月十四日